

【論点1】
**公害財特法に基づく公害防止対策事業債の
地財措置の見直し**

公害財特法に基づく公害防止対策事業債の地財措置の見直し

○ 公害財特法の期限及び下水道の概成を見据え、汚水繰出の状況や近年の個別事業の経営実態を踏まえて、公害対策防止事業債の財政措置を見直す必要があるのではないか。

【参考 27年度報告書該当部分】

公害防止対策事業債の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間の延長がされており、対象団体は平成23年に3～10年の計画を策定し、国の同意を得て事業進捗に取り組んでいることから、見直しの時期については、適切に検討すべきである。

【参考1 対象事業】

- 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業（次に掲げるもの）
 - 下水道（特定公共下水道、都市下水路、終末処理場）設置又は改築
 - 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
 - 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
 - ダイオキシン類による土壤汚染の防止、除去等
- 同計画に基づいて実施される公共下水道及び流域下水道の設置及び改築

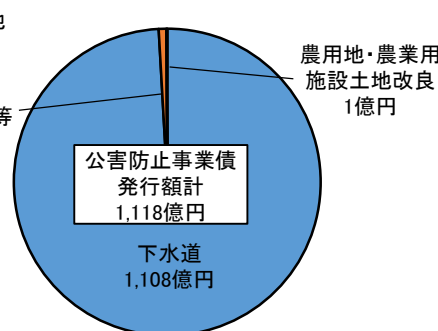
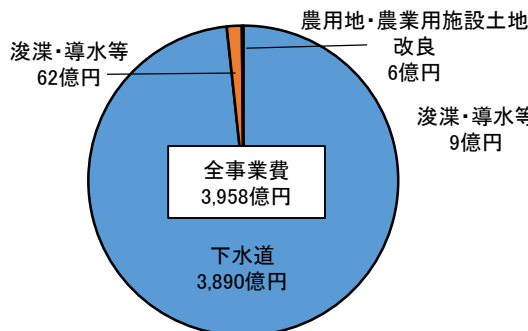
【参考2 公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)】

事業区分	事業の細区分	国庫補助	平成26年度地方債充当率(「地方債充当率(総務省告示)」による)	基準財政需要額への算入率	
下水道	特定公共下水道	1/3 → 1/2	100%	44% → 44%	
	公共下水道	終末処理場		55/100 → 55/100	16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、特定環境保全公共下水道) → 元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 加えて、単位費用分5%算入
		その他		50/100 → 50/100	
	流域下水道	終末処理場		2/3 → 2/3	
その他		50/100 → 50/100			

【参考3 公害防止対策事業費(H28決算)】

公害防止事業費の内訳

公害防止事業債発行額の内訳



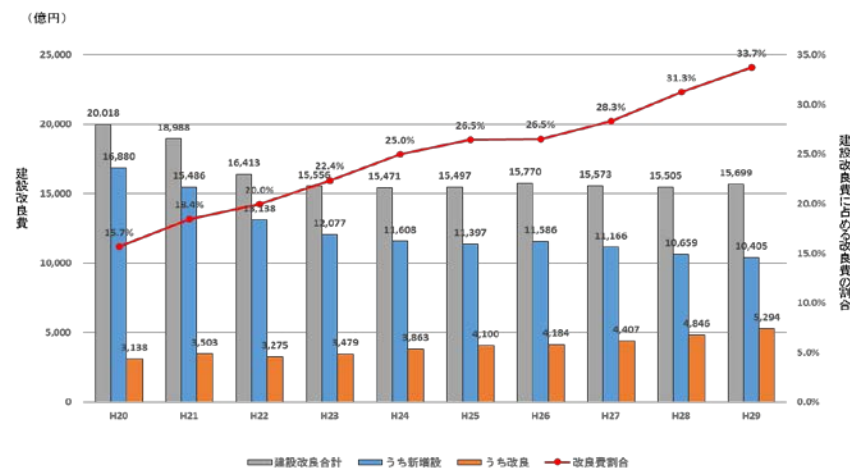
【参考4 汚水処理人口普及率と更新事業費比率】

		H21	H25	H29
汚水処理人口普及率	公防債対象団体	91.4%	93.3%	94.6%
	公防債非対象団体	78.8%	83.3%	86.2%
更新事業費比率	公防債対象団体	27.4%	33.4%	37.0%
	公防債非対象団体	10.9%	16.4%	25.8%

* 汚水処理人口普及率とは、公共下水道等、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティプラントなどの各汚水処理施設の処理区域人口を総人口(住民基本台帳人口)で除したもの

* 汚水処理人口普及率及び更新事業費比率は公共下水道を実施する団体の数値を記載

【参考5 建設改良費の推移】



出典：地方公営企業決算状況調査

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

1 目的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずることにより、公害防止事業主体である地方公共団体の負担を軽減し、以て、公共用水域の水質保全等、公害の防止を図る。

2 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域（18都府県117市区町（10特別区102市5町））（平成30年3月現在）

3 対象事業

（1）環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づく公害防止対策事業（次に掲げるもの）

- ① 下水道（特定公共下水道、都市下水路、終末処理場）設置又は改築
- ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
- ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
- ④ ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等

（2）同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業（上記①を除く）で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

4 財政上の特別措置

- （1）国庫補助負担率のかさ上げ
- （2）起債の特例（河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする）
- （3）地方交付税措置（公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象）

5 公害財特法延長経緯

昭和46年5月	公害財特法制定
昭和56年3月	10年間延長改正
平成3年3月	10年間延長改正
平成13年3月	10年間延長改正
平成23年3月	10年間延長改正（平成33年3月まで）

公害防止対策事業に係る財政措置（下水道事業）

事業区分	事業の細区分	国庫補助	平成26年度地方債充当率（地方債充当率（総務省告示）による）	基準財政需要額への算入率	
下水道	特定公共下水道	1/3 → 1/2	100%	44% → 44%	
	公共下水道	終末処理場		55/100 → 55/100	16~44%（公共下水道） 44%（流域下水道、特定環境保全公共下水道） → 元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 加えて、単位費用分5%算入
		その他		50/100 → 50/100	
	流域下水道	終末処理場		2/3 → 2/3	
		その他		50/100 → 50/100	

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止対策事業等			
		下水道	しゅんせつ等	農用地客土等	ダイオキシン類対策
鹿島地域(茨城県)	鹿嶋市 神栖市	○	—	—	—
埼玉地域(埼玉県)	さいたま市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 伊奈町	○	○	—	—
千葉地域(千葉県)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 印西市 白井市	○	○	—	—
東京地域(東京都)	中央区 港区 墨田区 江東区 品川区 大田区 世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市	○	○	—	—
神奈川地域(神奈川県)	横浜市 横須賀市	○	—	—	—
新潟地域(新潟県)	新潟市	○	—	—	—
岐阜地域(岐阜県)	岐阜市 各務原市	○	—	—	—
富士地域(静岡県)	富士市	—	○	—	—
愛知地域(愛知県)	名古屋 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市	○	○	—	—
京都地域(京都府)	京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町	○	—	—	—
大阪地域(大阪府)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 忠岡町	○	○	—	—
兵庫地域(兵庫県)	神戸市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 宝塚市 川西市	○	—	—	—
奈良地域(奈良県)	奈良市 大和郡市 天理市 生駒市 王寺町	○	—	—	—
和歌山地域(和歌山県)	和歌山市	○	○	—	—
岡山・倉敷地域(岡山県)	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	○	—	—	—
備後地域(岡山県)	福山市 笠岡市	○	—	—	—
広島地域(広島県)	広島市	○	—	—	—
香川地域(香川県)	坂出市	○	—	—	—
福岡地域(福岡県)	福岡市	○	—	—	—
北九州地域(福岡県)	北九州市	○	○	—	—
大牟田地域(福岡県)	大牟田市	○	—	○	—
	21地域 18都府県 117市町村(102市5町10特別区)	20地域	8地域	1地域	